様式第１号（第４条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 門前町多目的広場使用許可申請書  年　　月　　日  　敦賀市長　　　　あて | | | | | | |
| 申請者 | | | | 住所  団体名  氏名  電話番号 | | |
| 次のとおり申請します。 | | | | | | |
| 使用目的 |  | | | | | |
| 使用日時 | 年　 月 　日午 | 前  後 | 時 　分から 　年 　月　 日午 | | 前  後 | 時 　分まで |
| 内容  工作物その他の物件又は  施設の構造 | イベント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  出店（　　　　　　　　　　　　　　台数　　　　　　　台）  設備の使用（電気設備、上水道・下水道）  その他 | | | | | |
| 使用責任者 | 住所  氏名　　　　　　　　　　　　電話番号 | | | | | |
| 添　付　書　類 |  | | | | | |
| 備　　　　　考 |  | | | | | |

（裏面）

申込方法及び注意事項

１　受付は、原則として使用される日前１２月から１４日までの間に行うことができます。受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとします。間違いを防ぐため、電話、郵便、口頭等での受付はいたしませんので直接来庁してください。

２　次の場合は、使用を許可されません。

　⑴　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

　⑵　施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

　⑶　管理上支障があると認められるとき。

　⑷　その他市長が不適当であると認めるとき。

３　多目的広場の使用時間は、準備や後始末に要する時間を含みます。

４　使用に当たって特別な設備、器具等を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けてください。

５　施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。

６　許可を受けた目的以外に門前町多目的広場を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。

７　工事を施工しようとするときは、次の書類を各２通と門前町多目的広場原状変更許可申請書（様式第１４号）を添えて、提出してください。

　⑴　使用の位置並びにその付近を表示の平面図及び求積図

　⑵　工作物を設置しようとする場合は、その構造図及び仕様書

　⑶　法令の規定により官公署の許可を要するものは、その許可書の写し